

令和7年度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

令和8年9月

奈良県監査委員

監 第 49 号
令和8年9月1日

奈良県知事 山下 真 様

奈良県監査委員 吉 井 昭 彦

同 井 上 圭 吾

同 佐 藤 光 紀

同 斎 藤 有 紀

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和8年7月23日付け財第28号をもって審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

第 1 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率に係る審査意見書

1 審査の対象

知事から提出された令和 7 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下、これらを「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の方法

この健全化判断比率の審査に当たっては、奈良県監査基準（令和 2 年 3 月 10 日決定）に準拠し、

- （1） 健全化判断比率は、法令等に照らし、適正に算定されているか
- （2） その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかを主眼として、決算諸表、帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局等からの説明の聴取を行うなどの方法により、審査を実施した。

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認められる。

健全化判断比率は次のとおりである。

- （1） 実質赤字比率は、実質収支が黒字であり、算定されない。
- （2） 連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であり、算定されない。
- （3） 実質公債費比率は、8.4%となっており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条に定める数値（以下「早期健全化基準」という。）の25%を下回っている。
- （4） 将来負担比率は、96.3%となっており、早期健全化基準の400%を下回っている。

比 率 名	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	3.75 %
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	8.75 %
実 質 公 債 費 比 率	8.4 %	8.8 %	9.3 %	25 %
将 来 負 担 比 率	96.3 %	102.0 %	106.1 %	400 %

※詳細は、別掲参照

第2 令和7年度決算に基づく資金不足比率に係る審査意見書

1 審査の対象

知事から提出された令和7年度公営企業会計の決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の方法

この資金不足比率の審査に当たっては、奈良県監査基準（令和2年3月10日決定）に準拠し、

- (1) 資金不足比率は、法令等に照らし、適正に算定されているか
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかを主眼として、決算諸表、帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局からの説明の聴取を行うなどの方法により、審査を実施した。

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認められる。

奈良県流域下水道事業費特別会計及び奈良県中央卸売市場事業費特別会計において、それぞれ資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

比率名	会 計 名	令和7年度	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	奈良県流域下水道事業費特別会計	—	—	—	20%
	奈良県中央卸売市場事業費特別会計	—	—	—	

※詳細は、別掲参照

別 掲

第1の1	実質赤字比率	・・・	1
第1の2	連結実質赤字比率	・・・	2
第1の3	実質公債費比率	・・・	3
第1の4	将来負担比率	・・・	4
第2の1	資金不足比率	・・・	5

[参考]

・ 健全化判断比率等の対象範囲	・・・	6
・ 早期健全化基準等について	・・・	7

第1の1 実質赤字比率

一般会計等（注1）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（注2）に対する比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標

【計算式】

実質赤字比率(%) = $\frac{\text{一般会計等に係る実質赤字額(A)}}{\text{標準財政規模(B)}}$

令和7年度の一般会計等に係る実質収支額は4,861,859千円の黒字となり、一般会計等に係る実質赤字は発生していない

令和7年度の実質赤字比率(%) = $\frac{\text{――}}{354,444,099 \text{ 千円}}$ = ―― 実質赤字が発生していないため、算定されない

◎ 令和7年度 一般会計等に係る実質収支額

[単位：千円]

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	計(3) = (4) + (5) + (6) - (7)	翌年度に繰り越すべき財源				実質収支額 (1) - (2) - (3)
				繰越明許費 繰越額 (4)	事故繰越額 (5)	事業繰越額 (6)	左記に係る未収入 特定財源 (7)	
一般会計	595,757,823	588,757,722	2,343,915	36,539,538	0	0	34,195,623	4,656,186
一般会計等に 属する特別 会計	公立大学法人奈良県立医科大学関係経 費特別会計	10,280,404	10,280,404	0	0	0	0	0
	自動車駐車場及び自動車乗降場費特別 会計	299,946	289,913	0	0	0	0	10,033
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	219,425	187,401	32,024	0	0	32,024	0
	農業改良資金貸付金特別会計	16,006	7,488	8,518	0	0	8,518	0
	中小企業振興資金貸付金特別会計	1,426,165	174,088	1,252,077	0	0	1,252,077	0
	証紙収入特別会計	3,102,671	2,907,031	0	0	0	0	195,640
	林業改善資金貸付金特別会計	236,083	103,459	132,624	0	0	132,624	0
	公債管理特別会計	134,017,206	134,017,206	0	0	0	0	0
	育成奨学金貸付金特別会計	1,716,173	30,891	1,685,282	0	0	1,685,282	0
	地方独立行政法人奈良県立病院機構関 係経費特別会計	12,925,269	12,925,269	0	0	0	0	0
合 計	759,997,171	749,680,872	5,454,440	36,539,538	0	3,110,525	34,195,623	4,861,859 (A)

◎ 標準財政規模

[単位：千円]

金 額	354,444,099 (B)
-----	-----------------

(注1) 一般会計及び特別会計(公営事業会計を除く)

(注2) 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。
なお、地方財政法施行令附則の規定により、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債)の発行可能額も含まれている。

第1の2 連結実質赤字比率

全会計（注3）を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標

【計算式】

連結実質赤字比率(%) =
$$\frac{\text{連結実質赤字額 (A)+(B)+(C)+(D)}}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

令和7年度の全会計に係る実質収支額又は資金収支額の合計は11,159,202千円の黒字となり、連結実質赤字は発生していない

令和7年度の
連結実質赤字比率(%) =
$$\frac{-}{354,444,099 \text{ 千円}} = \text{---}$$
 連結実質赤字が発生していないため、算定されない

◎ 令和7年度 一般会計等に係る実質収支額 [単位：千円]

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	計(3) = (4)+(5) + (6)-(7)	翌年度に繰り越すべき財源				実質収支額 (1)-(2)-(3)
				繰越明許費 繰越額 (4)	事故繰越額 (5)	事業繰越額 (6)	左記に係る未収 入特定財源 (7)	
一般会計	595,757,823	588,757,722	2,343,915	36,539,538	0	0	34,195,623	4,656,186
一般会計等 に属する 特別会計	公立大学法人奈良県立医科大学関係経費 特別会計	10,280,404	0	0	0	0	0	0
	自動車駐車場及び自動車乗降場費特別会 計	299,946	0	0	0	0	0	10,033
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	219,425	32,024	0	0	32,024	0	0
	農業改良資金貸付金特別会計	16,006	8,518	0	0	8,518	0	0
	中小企業振興資金貸付金特別会計	1,426,165	1,252,077	0	0	1,252,077	0	0
	証紙収入特別会計	3,102,671	0	0	0	0	0	195,640
	林業改善資金貸付金特別会計	236,083	132,624	0	0	132,624	0	0
	公債管理特別会計	134,017,206	0	0	0	0	0	0
	育成奨学資金貸付金特別会計	1,716,173	1,685,282	0	0	1,685,282	0	0
	地方独立行政法人奈良県立病院機構関係 経費特別会計	12,925,269	0	0	0	0	0	0
合 計	759,997,171	749,680,872	5,454,440	36,539,538	0	3,110,525	34,195,623	4,861,859

(A)

◎ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額 [単位：千円]

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	計(3) = (4)+(5) + (6)-(7)	翌年度に繰り越すべき財源				実質収支額 (1)-(2)-(3)
				繰越明許費 繰越額 (4)	事故繰越額 (5)	事業繰越額 (6)	左記に係る未収 入特定財源 (7)	
県営競輪事業費特別会計	33,311,854	33,160,098	0	0	0	0	0	151,756
国民健康保険事業費特別会計	121,611,006	119,538,039	0	0	0	0	0	2,072,967
合 計	154,922,860	152,698,137	0	0	0	0	0	2,224,723

(B)

◎ 公営企業会計（法適用企業）に係る資金収支額 [単位：千円]

会 計 名	流動資産 (1)	控除財源等 (2)	流動負債 (3)	控除企業債等 (4)	資金収支額 (1)-(2)-(3)+(4)
流域下水道事業費特別会計	6,393,716	263,000	3,394,860	1,323,542	4,059,398
合 計	6,393,716	263,000	3,394,860	1,323,542	4,059,398

(C)

◎ 公営企業会計（法非適用企業）に係る資金収支額 [単位：千円]

会 計 名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	計(3) = (4)+(5) + (6)-(7)	翌年度に繰り越すべき財源				資金収支額 (1)-(2)-(3)
				繰越明許費 繰越額 (4)	事故繰越額 (5)	事業繰越額 (6)	左記に係る未収 入特定財源 (7)	
中央卸売市場事業費特別会計	1,056,745	1,043,427	96	15,796	0	0	15,700	13,222
合 計	1,056,745	1,043,427	96	15,796	0	0	15,700	13,222

(D)

(A)+(B)+(C)+(D)=11,159,202千円

◎ 標準財政規模 [単位：千円]

金 額	354,444,099
-----	-------------

(E)

(注3) 一般会計及び公営事業会計を含む特別会計

第1の3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等（注4）の標準財政規模等（注5）に対する比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）の返済額やこれに準ずるものの額の大きさを指標化し、資金繰りの度合いを示す指標（3か年平均）

【計算式】

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金(A) + 準元利償還金(B)) -} \\ \text{(特定財源(C) + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D))} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模(E) -} \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array}}$$

(右の値の3か年平均)

[単位：千円]

$$\begin{aligned} \text{令和7年度の} \\ \text{実質公債費比率(\%)} \\ \text{(3か年平均)} &= \left(\frac{26,674,685}{313,044,086} \times 100 + \frac{25,305,270}{301,949,844} \times 100 + \frac{24,384,939}{291,760,434} \times 100 \right) \div 3 \\ &= (8.52106\% + 8.38062\% + 8.35786\%) \div 3 \\ &= 8.4\% \end{aligned}$$

[単位：千円]

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
地方債の元利償還金（繰上償還額等を除く）(A)	58,085,738	61,267,178	62,942,297
準元利償還金 (B)	13,065,304	11,007,773	10,268,631
満期一括償還地方債の1年あたりの元金償還相当額	11,951,736	10,056,116	9,432,988
公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金	881,411	633,575	470,110
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	73,509	73,545	73,548
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	158,648	244,537	291,985
一時借入金の利子	0	0	0
特定財源（公営住宅使用料等）(C)	3,076,344	1,715,834	721,772
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)	41,400,013	45,253,847	48,104,217
標準財政規模 (E)	354,444,099	347,203,691	339,864,651

（注4） 一般会計等、公営事業会計及び一部事務組合等が対象

（注5） 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

第1の4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（注6）の標準財政規模等に対する比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標

【計算式】

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\frac{\text{標準財政規模(C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}}{\text{-----}}} \times 100$$

令和7年度の

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{301,563,432 \text{ 千円}}{313,044,086 \text{ 千円}} \times 100 = 96.3\%$$

◎ 令和7年度 将来負担額

[単位：千円]

区 分	会計名等	金 額
地方債の現在高	一般会計	853,257,343
	公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計	20,036,740
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	282,565
	農業改良資金貸付金特別会計	0
	中小企業振興資金貸付金特別会計	1,211,414
	地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計	39,058,471
	計	913,846,533
債務負担行為に基づく支出予定額	一般会計	5,509,027
公営企業債等繰入見込額	流域下水道事業費特別会計	6,276,075
	中央卸売市場事業費特別会計	1,485,453
	計	7,761,528
一部事務組合等負担等見込額	奈良県広域水道企業団	0
	南和広域医療企業団	1,377,686
	関西広域連合	0
	計	1,377,686
退職手当負担見込額	一般会計	88,479,423
地方公社・第3セクター等の負債額等負担見込額	土地開発公社	0
	公立大学法人奈良県立医科大学	4,767,983
	地方独立行政法人奈良県立病院機構	21,119,009
	公立大学法人奈良県立大学	0
	(公財) 奈良県地域産業振興センター	0
	計	25,886,992
合 計		1,042,861,189

(A)

◎ 充当可能財源等

[単位：千円]

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	221,180,007
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	8,717,783
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	511,399,967
合 計	741,297,757

(B)

◎ 標準財政規模

[単位：千円]

金 額	
354,444,099	

(C)

◎ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

[単位：千円]

金 額	
41,400,013	

(D)

(注6) 一般会計等、公営事業会計、一部事務組合等に加え、地方公社・第3セクター等も対象

第2の1 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標

【計算式】

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

令和7年度の公営企業ごとの資金不足比率

○ 流域下水道事業

流域下水道事業に係る資金収支額は4,059,398千円の黒字となり、資金不足は発生していない

$$\frac{—}{5,999,648 \text{ 千円}} = — \quad \text{資金不足が発生していないため、算定されない}$$

○ 中央卸売市場事業

中央卸売市場事業に係る資金収支額は13,222千円の黒字となり、資金不足は発生していない

$$\frac{—}{491,620 \text{ 千円}} = — \quad \text{資金不足が発生していないため、算定されない}$$

◎ 資金の不足額

[単位：千円]

法適用企業会計名	流動資産 (1)	控除財源等 (2)	流動負債 (3)	控除企業債等 (4)	資金収支額 (1)-(2)-(3)+(4)
流域下水道事業費特別会計	6,393,716	263,000	3,394,860	1,323,542	4,059,398 (A1)

◎ 資金の不足額

[単位：千円]

法非適用企業会計名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	計(3) =(4)+(5) +(6)-(7)	翌年度に繰り越すべき財源				資金収支額 (1)-(2)-(3)
				繰越明許費 繰越額 (4)	事故繰越額 (5)	事業繰越額 (6)	左記に係る未収入 特定財源 (7)	
中央卸売市場事業費特別会計	1,056,745	1,043,427	96	15,796	0	0	15,700	13,222 (A2)

◎ 事業の規模

[単位：千円]

会計名	営業収益等 (1)	受託工事収益 (2)	事業の規模 (1)-(2)
流域下水道事業費特別会計	5,999,648	0	5,999,648 (B1)
中央卸売市場事業費特別会計	491,620	0	491,620 (B2)

健全化判断比率等の対象範囲（令和7年度決算）

地方公共団体	一般会計等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般会計 ○ 特別会計（公営事業会計を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計 ・ 奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計 ・ 奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 ・ 奈良県農業改良資金貸付金特別会計 ・ 奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計 ・ 奈良県証紙収入特別会計 ・ 奈良県林業改善資金貸付金特別会計 ・ 奈良県公債管理特別会計 ・ 奈良県育成奨学金貸付金特別会計 ・ 地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計 	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
	公営事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方財政法上の公営企業以外の事業かつ地方公営企業法の非適用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県営競輪事業費特別会計 ・ 奈良県国民健康保険事業費特別会計 				
	公営企業会計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方財政法上の公営企業かつ地方公営企業法の非適用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県中央卸売市場事業費特別会計 ○ 地方公営企業法の適用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県流域下水道事業費特別会計 				↑ 資金不足比率 ↓
	一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部事務組合・広域連合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県広域水道企業団 ・ 南和広域医療企業団 ・ 関西広域連合 				
地方公社・第3セクター等		<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地開発公社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県土地開発公社 ○ 地方独立行政法人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学法人奈良県立医科大学 ・ 地方独立行政法人奈良県立病院機構 ・ 公立大学法人奈良県立大学 ○ 第三セクター（損失補償債務のある設立法人） <ul style="list-style-type: none"> ・ （公財）奈良県地域産業振興センター 				↑ 資金不足比率 ↓

公営企業ごとに算定

早期健全化基準等について

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条及び第23条、同法施行令第7条、第8条及び第19条に規定)

■ 早期健全化基準等（都道府県）

	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	3.75%	5%
② 連結実質赤字比率	8.75%	15%
③ 実質公債費比率	25%	35%
④ 将来負担比率	400%	—

	経営健全化基準
○ 資金不足比率	20%

1 早期健全化基準とは

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準である。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣へ報告しなければならない。さらに、毎年度、その実施状況を議会へ報告し、公表しなければならない。

実施状況を踏まえ、総務大臣は必要な勧告をすることができる。

2 財政再生基準とは

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準である。

地方公共団体は、健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければならない。なお「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、原則として地方債の起債ができない。また、計画に適合しない財政運営であると認められる場合等において、総務大臣は予算の変更等必要な措置を勧告することができる。

3 経営健全化基準とは

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準である。

地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、公営企業の「経営健全化計画」を議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣へ報告しなければならない。さらに、毎年度、その実施状況を議会へ報告し、公表しなければならない。

実施状況を踏まえ、総務大臣は必要な勧告をすることができる。